

国土審議会半島振興対策部会の設置について

平成 17 年 8 月 11 日

国土交通省都市・地域整備局

1. 半島振興計画は、半島振興対策実施地域を有する 22 道府県が、半島振興法に基づき、昭和 61 年から 63 年にかけて策定した計画である。同計画は平成 7 年 12 月にその一部が変更されており、現行計画の計画期間は平成 7 年度から概ね 10 年間とされている。
2. 本年 3 月に半島振興法の一部が改正され、半島振興計画の記載事項が追加されたことや、最近の半島振興対策実施地域をめぐる社会経済情勢の変化に対応する必要があることから、現在、22 道府県において半島振興計画の変更に向けて準備が進められているところである。
3. 半島振興法においては、半島振興計画の変更には主務大臣の同意が必要とされているが、主務大臣は、当該同意に際して、国土審議会の意見を聴くこととされているため、全国 23 の半島振興対策実施地域に係る半島振興計画の変更について、それぞれ国土審議会において円滑かつ速やかに審議を行っていただく必要がある。
4. 半島振興計画は、都道府県が主体的に個別の地域について定めるものであり、その対象地域は限定的であるため、国土審議会に半島振興対策部会を設置し、調査審議をしていただくことをお願いしたい。

<参考>

- 半島振興対策部会に所属すべき委員及び特別委員については、それぞれ委員 3 名前後、特別委員として半島地域の振興に造詣が深い地方自治体の首長、学識経験者等 5 名前後に御就任いただくこととしている。
- 半島振興対策部会に所属すべき委員及び特別委員については、国土審議会令第 3 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名することとなる。